

## 総合環境センター構内ごみ運搬作業業務委託(単価契約) 仕様書

### 1 目的

本業務は、旧焼却施設ごみピット内の家庭ごみを溶融施設ごみピットへ運搬する作業を行うものである。

### 2 履行場所

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

### 4 運搬車両

運搬に使用する車両については、(1)、(2)のいずれかとする。

- (1) ダンプトラック 10t 深型車
- (2) ダンプトラック 10t 投石仕様車

### 5 業務内容

#### (1) 作業場所および運搬経路

作業場所および運搬経路は、別紙図面を参照のこと。

#### (2) 運搬予定量、実績

ア 家庭ごみの運搬予定量は、2,931tとする。

イ 作業日の運搬実績は、委託者、受託者の双方で確認すること。

ウ 運搬量は、家庭ごみの積込みに使用する旧焼却施設ごみクレーンの荷重量計の計量値（単位：t、有効桁数：小数点以下第2位）とする。

エ 請求金額は、運搬実績のあった月の集計値に契約単価を乗じた額（1円未満切捨て）とすること。

#### (3) 作業日・作業時間

ア 本業務は、溶融施設の運転状況、溶融ごみピットレベル等に左右されることから、委託者が指定する作業日で調整すること。指定された作業日に作業ができない場合は、速やかに委託者と協議すること。

なお、状況によっては、当日予定が変更となる場合もあり得る。

イ 本業務に係る作業時間は、原則として午前8時30分から午後4時までとする。この時間以外に作業が必要となった場合は、事前に委託者と協議すること。

#### (4) 家庭ごみの運搬

ア 受託者は、旧焼却施設ごみ搬出装置で家庭ごみの積込みを行い、

指定する運搬経路を経由して、溶融施設プラットホーム1番投入扉からごみピットへ投入すること。

イ 受託者は、溶融施設プラットホーム内が渋滞している場合は、監視誘導員の誘導に従うこと。

(5) 運搬車両の誘導、飛散防止対策、周囲の清掃

ア 受託者は、旧焼却施設ごみ搬出装置付近に作業員を配置し、運搬車両の誘導を行うこと。

イ 受託者は、運搬車両に積込み後の家庭ごみが運搬時に落下しないよう処置を施すこと。

ウ 受託者は、作業中および作業終了後、運搬経路上にごみが飛散していないか確認し、必要に応じて清掃を行うこと。

## 6 提出書類

(1) 着手前に提出する書類

ア 使用車両の車検証の写し

イ 作業員名簿

ウ 運転免許証の写し

(2) 作業を行った月ごとに提出する書類

ア 業務完了報告書

イ 作業報告写真

(3) その他委託者が指定する書類

## 7 安全管理

(1) 受託者は、本業務実施に当たり、関係法令、条例その他を遵守するとともに、安全確保に十分留意し、労働災害発生の防止に努めること。

(2) 受託者は、本業務で使用する車両について安全対策を講じ、事故防止に努めること。

## 8 損害

受託者は、本業務の実施によって施設に損壊等を及ぼしたときは、直ちに委託者に報告するとともに、必要な応急処置を講じ、受託者の負担で原状復旧すること。また、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。

## 9 定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と協議し、定めるものとする。